

昨年も公開模試から本試験的中！

※簿記論・財務諸表論・相続税法・消費税法・国税徴収法から一部抜粋

〔簿記論〕

第67回税理士試験問題

〔第二問〕問2（退職給付会計）

問2 当社は、確定給付型の退職給付制度を採用しており、従業員の退職給付の支払いのために、期末における退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した金額から年金資産の金額を控除した金額をもって退職給付引当金を原則法に基づき設定している。下記の【資料】に基づいて、当社の当期（自X16年4月1日 至X17年3月31日）の個別会計における、①当期の「利息費用の金額」、②当期の「長期期待運用収益の金額」、③当期の「退職給付費用の計上」に関する仕訳、④「保険会社から退職者への退職年金支払い」に関する仕訳、及び⑤期末の「退職給付引当金の金額」を解答欄に示しなさい。なお、税効果会計は適用しないものとする。また、計算上生じる千円未満の金額は、四捨五入すること。そして、仕訳が不要の場合には、「仕訳不要」と解答欄の借方の勘定科目欄に明記すること。

【資料】

- (1) 期首における退職給付債務残高は100,000千円である。
 (2) 期首における年金資産の公正な評価額（時価）は60,000千円である。
 (3) 期首における退職給付に関する割引率は5％、長期期待運用収益率は4％である。
 (4) 期首における過去の未認識数理計算上の差異に関連する数値は、次のとおりである。なお、数理計算上の差異は、発生年度末から10年間で均等償却している。

発生年度	発生時の金額
前々期	(有利差異) 10,000千円
前 期	(不利差異) 20,000千円

- (5) 当期における勤務費用は5,000千円である。
 (6) 当社から1,000千円及び年金を掛けている乙保険会社から2,000千円が、退職者に対して現金で支給されている。
 (7) 当社から乙保険会社に退職年金の掛金として、3,000千円が支払われている。
 (8) 期末における実際の退職給付債務は120,000千円、年金資産の公正な評価額（時価）は62,000千円である。

2017年合格目標 TAC全国公開模試

●全国公開模試〔第二問〕問8

問8 K社（当期はX5年4月1日～X6年3月31日）は退職金制度として確定給付型の企業年金制度を採用している。K社は「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」に基づく原則法により、数理計算上の差異は発生年度の翌年から10年の定額法で償却を行っている。よって、以下の資料に基づいて必要な仕訳を示しなさい。なお、税効果会計（法定実効税率40％）を適用する。

【資料】

- 1 期首退職給付債務 292,000千円（割引率（年）1％）
 2 期首年金資産時価 260,000千円（長期期待運用収益率（年）2％）
 3 当期勤務費用 8,000千円
 4 当期掛金拠出額 25,000千円（当座預金で処理する。）
 5 企業年金支給額 8,000千円
 6 数理計算上の差異
 (1) X3年3月期（X2年4月1日～X3年3月31日）発生額 72,000千円
 (2) X5年3月期（X4年4月1日～X5年3月31日）発生額 △36,000千円（※）

※ △は年金資産の実際運用収益額が期待運用収益額を上回ったためである。
 7 K社は退職給付引当金の繰入及び期中支出額については営業取引として処理し、その他必要な処理は決算で処理している。



〔財務諸表論〕

第67回税理士試験問題

〔第三問〕6

(2) 当社は平成29年3月1日に器具備品のリース契約を締結し、同日より事業の用に供している。

① 当該リース取引の契約内容等は以下のとおりである。

a	解約不能のリース期間5年。
b	リース物件（器具備品）の経済的耐用年数6年。
c	所有権移転条項及び割当購入選択権は共になく、また、リース物件は特別仕様ではない。
d	リース料は月額800千円であり、リース料総額は48,000千円である。リース料の支払は、平成29年3月31日を第1回とする毎月末払であり、支払済リース料は、販売費及び一般管理費のリース料に計上している。
e	リース料総額の現在価値は45,600千円である。
f	当社の見積現金購入価額は43,200千円である。

- ② リース資産及びリース債務を算定するに当たっては、リース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によることとし、利息相当額についてはリース期間中の各期にわたり定額で配分する方法により配分する。
 ③ 減価償却はリース期間を耐用年数とし、残存価額はゼロとする定額法によって行う。リース資産は有形固定資産に一括してリース資産として表示するものとする。
 (3) 有形固定資産の貸借対照表の表示は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載する方法による。



2017年合格目標 TAC全国公開模試

●全国公開模試〔第三問〕7

- (3) 当社は平成28年4月1日に備品につきリース契約を締結し、同日より事業の用に供している。当社は当期の支払リース料を販売費及び一般管理費（支払手数料）として処理したのみで、その他の処理は未了である。なお、当核リース取引の契約内容は次のとおりである。
 ① 解約不能のリース期間：4年
 ② リース物件の経済的耐用年数：5年
 ③ リース料は年額6,000千円（リース料総額24,000千円）である。リース料の支払いは、平成29年3月31日を第1回とし、平成32年3月31日を最終日とする毎年3月31日払いである。
 ④ 所有権移転条項及び割当購入選択権はともになく、リース物件は特別仕様ではない。
 ⑤ 貸手の計算利率は知り得ない。当社の追加借入に適用されると合理的に見積られる利率は年4％である。また、利率が年4％の場合の4年間の年金現価係数は3.630とする。
 ⑥ 見積現金購入価額は21,960千円である。
 ⑦ リース資産及びリース債務の計上額を算定するに当たっては、リース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によることとし、当該利息相当額についてはリース期間中の各期にわたり定額で配分する方法により配分することとする。
 ⑧ 減価償却はリース期間を耐用年数とし、残存価額はゼロとする定額法によって行う。リース資産は有形固定資産に一括して「リース資産」として表示するものとする。
 (4) 有形固定資産の貸借対照表の表示は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載する方法とする。

〔相続税法〕

第67回税理士試験問題

〔第二問〕

チ O社の平成29年3月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の額は、次のとおりである。

資産の合計額（帳簿価額によって計算した金額）	78,200,000円
資産の合計額（相続税評価額によって計算した金額）	92,723,000円
負債の合計額（帳簿価額によって計算した金額）	32,326,000円
負債の合計額（相続税評価額によって計算した金額）	32,326,000円

注 O社は相続開始時において仮決算を行っていないため、相続開始時における資産及び負債の金額は明確ではないが、相続開始時の直前に終了した事業年度末から相続開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく、評価額の計算に影響しない。



2017年合格目標 TAC全国公開模試

●全国公開模試

チ Q社の比率要素の金額の計算の基となる純資産価額は次のとおりである。
 平成29年3月31日現在の資本金等の額 120,000,000円
 平成29年3月31日現在の利益積立金の額 228,000,000円
 リ Q社の平成29年3月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の金額は次のとおりである。

区 分	資産の合計額①	負債の合計額②
帳簿価額	410,000,000円	62,000,000円
相続税評価額	462,500,000円	62,000,000円

②1 Q社は相続開始時に仮決算を行っていないため、相続開始時における資産及び負債の金額が明確ではないが、相続開始時の直前に終了した事業年度末から相続開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく評価額の計算には影響しない。

〔消費税法〕

第67回税理士試験問題

〔第二問〕

問1 前提資料

- 1 会計帳簿における経理について、すべて消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含んだ金額により処理（税込経理）していたが、当課税期間より、すべての取引を消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式（以下「税抜経理」という。）に変更した。
 なお、税抜経理を行うに当たっては、取引の相手方に交付した又は取引の相手方から交付を受けた請求書、領収書等に消費税等の額が区分して記載があるものについては、その記載に基づき、それ以外のものについては甲の経理担当者が帳簿に記載する際に区分し、区分した消費税等の額は「仮払消費税等」勘定又は「仮受消費税等」勘定で経理している。



2017年合格目標 TAC全国公開模試

●全国公開模試〔第二問〕

前提資料

- 1 会計帳簿における経理処理について、すべて消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含んだ金額により経理（以下「税込経理」という。）していたが、当課税期間より、すべての取引を消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理（以下「税抜経理」という。）する方式に変更した。
 なお、税抜経理を行うに当たっては、取引の相手方に交付した又は取引の相手方から交付を受けた請求書、領収書等に消費税等の額が区分して記載があるものについては、その記載に基づき、それ以外のものについては、甲社の経理担当者が帳簿に記載する際に区分し、区分した消費税等の額は「仮払消費税等」勘定又は「仮受消費税等」勘定で処理されている。

〔国税徴収法〕

第67回税理士試験問題

〔第二問〕

次の設例について、以下の各問に答えなさい。
 なお、解答に当たり、延滞税及び遅延損害金の額を考慮する必要はない。
 また、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。

〔設例〕

- 1 個人事業者であったAは、申告所得税（平成27年確定分、法定納期限：平成28年3月15日）1,000万円を滞納している。
 2 滞納者Aは、所有する自家用車が故障したため、平成28年9月1日、P株式会社に修理を依頼した。
 P株式会社が修理中の滞納者Aの自動車をX税務署長が差し押さえ、その後、修理は完了したものの、滞納者Aが修理代金（100万円）を支払わないため、P株式会社が引き続き自動車（評価額：800万円）を占有している。

問1 X税務署長が設例の自動車を換償するに当たり、これを占有するための措置を答えなさい。
 また、その自動車の換償により徴収することができる金額とその理由を設例に即して答えなさい。



2017年合格目標 TAC全国公開模試

●全国公開模試〔第二問〕

甲株式会社は乙リース会社とコピー機の賃貸借契約を締結した。（契約期間平成28年4月1日から平成29年3月31日）その際に、甲株式会社は1年分の賃借料252,000円（月額21,000円）を前払いしている。そして、その後乙リース会社は平成27年度分法人税（法定納期限等平成28年5月31日）668,000円を滞納し、所轄のA税務署長の引渡命令後、徴収職員により丙修理工場にあるコピー機が平成28年8月30日に差し押えられた。なお、乙リース会社は、修理代金300,000円を未だ払っていない。そして、甲株式会社は、前記引渡命令により乙リース会社との賃貸借契約を解除した。これにより、甲株式会社は、A税務署長に対して前払賃料の請求をし、乙リース会社に対して損害賠償請求権（請求額250,000円）を有することになった。その後、A税務署長は、当該コピー機を公売に付し、1,140,000円で換償した。（これに要した滞納処分費37,500円である。）

なお、この滞納処分の際に丙修理工場からA税務署長に対し、売却決定の日の前日までに、修理費未払いの事実について所定の方法によりその証明がなされている。

この場合における換償代金の配当順位及び、配当金額をその根拠を示して答えなさい。

② ② 他の財産状況、債権額及び契約期間の変動及び土日、休日などは一切考慮する必要はない。また、差押え後の公売及び具体的な取立手続については述べる必要はない。

そのほかの第67回税理士試験のTAC的中実績は、ホームページで公開しています！

TAC 税理士

検索

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri.html

モバイル・スマートフォンからは



税理士講座トップページ中段「TAC税理士講座の6大特長 5. 高い的中実績」でご案内しています。

※機種によっては、読み取れない場合がございます。